第１章　市税概要

令和６年度予算（一般会計）

歳入の内訳

（　）内構成比

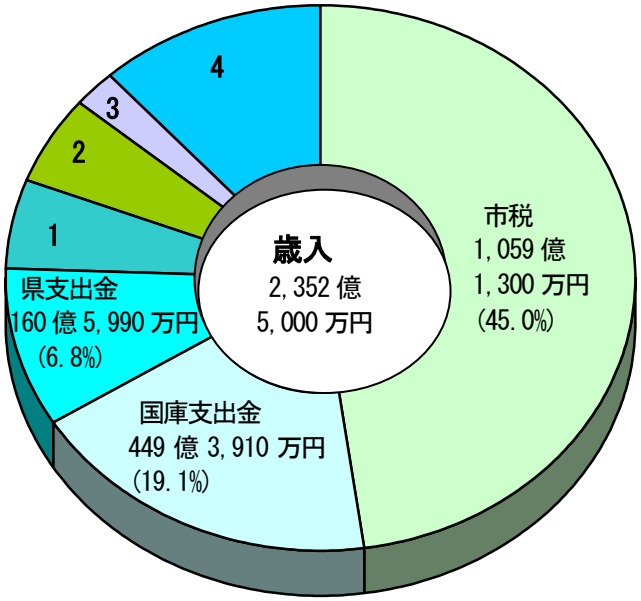

１	地方消費税交付金	141 億 8, 930 万円 (6. 0%)
２	市債	123 億 5, 490 万円 (5. 3%)
３	地方交付税	104 億　80 万円 (4. 4%)
４	その他	313 億 9, 300 万円 (13. 4%)

歳出の内訳

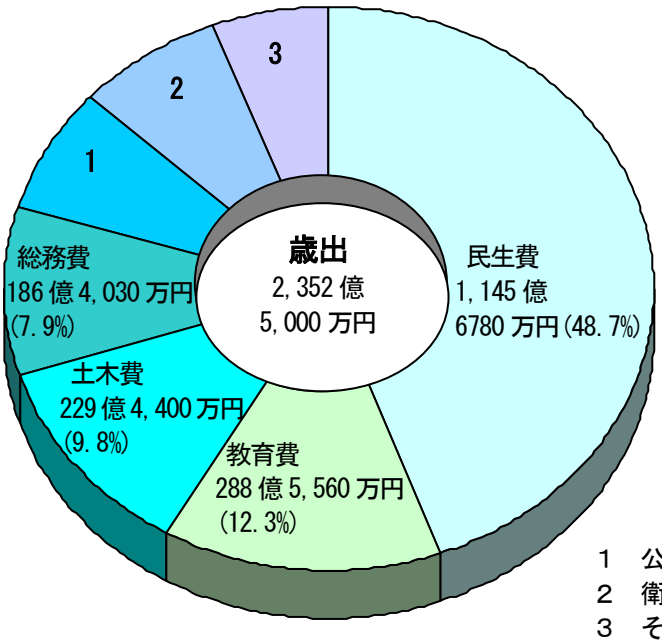

１	公債費	183 億　290 万円 (7. 8%)
２	衛生費	180 億 1, 200 万円 (7. 7%)
３	その他	139 億 2, 740 万円 (5. 8%)

市民一人当りの市税予算
163, 618円

令和6年度
市税予算
人 口

市民一人当りの歳出予算
363, 422円

令和6年度
歳出予算
人 口

令和6年4月1日現在
人口　647, 319人
世帯　302, 345世帯
面積　85. 62 ㎢

市税収入の内訳

（　）内構成比

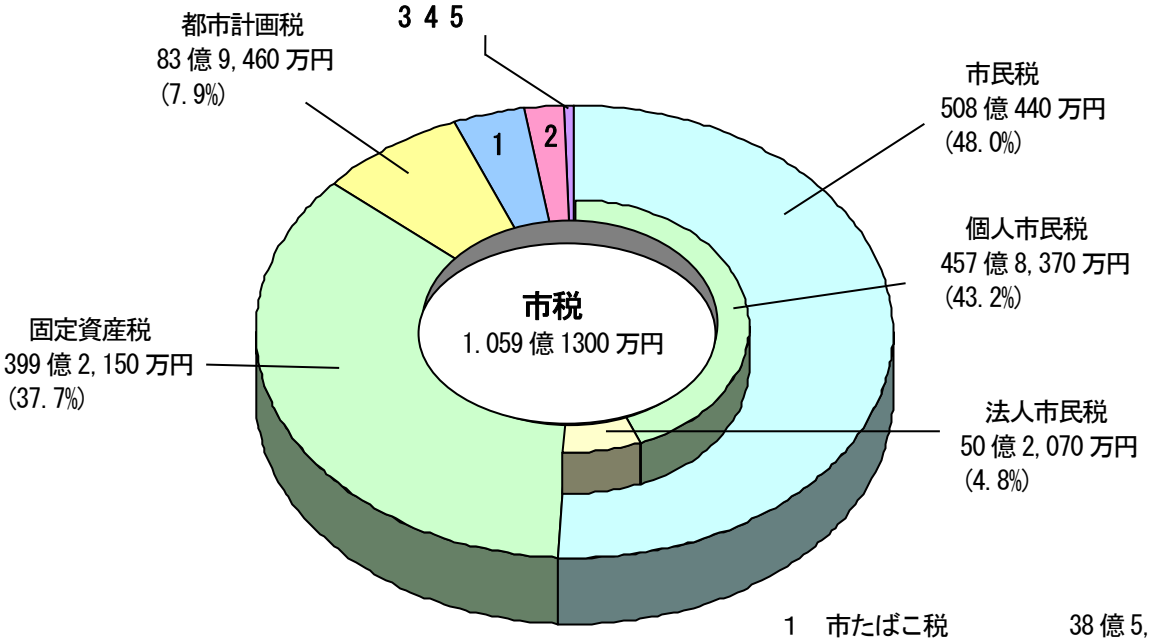

1	市たばこ税	38 億 5, 400 万円 (3. 6%)
2	事業所税	21 億 9, 520 万円 (2. 1%)
3	軽自動車税	7 億 4, 020 万円 (0. 7%)
4	入湯税	300 万円 (0. 0%)
5	特別土地保有税	10 万円 (0. 0%)

あなたが納める税金１万円の使いみち

みなさんが納める市税１万円あたりの使いみちは、おおよそ次のとおりです。

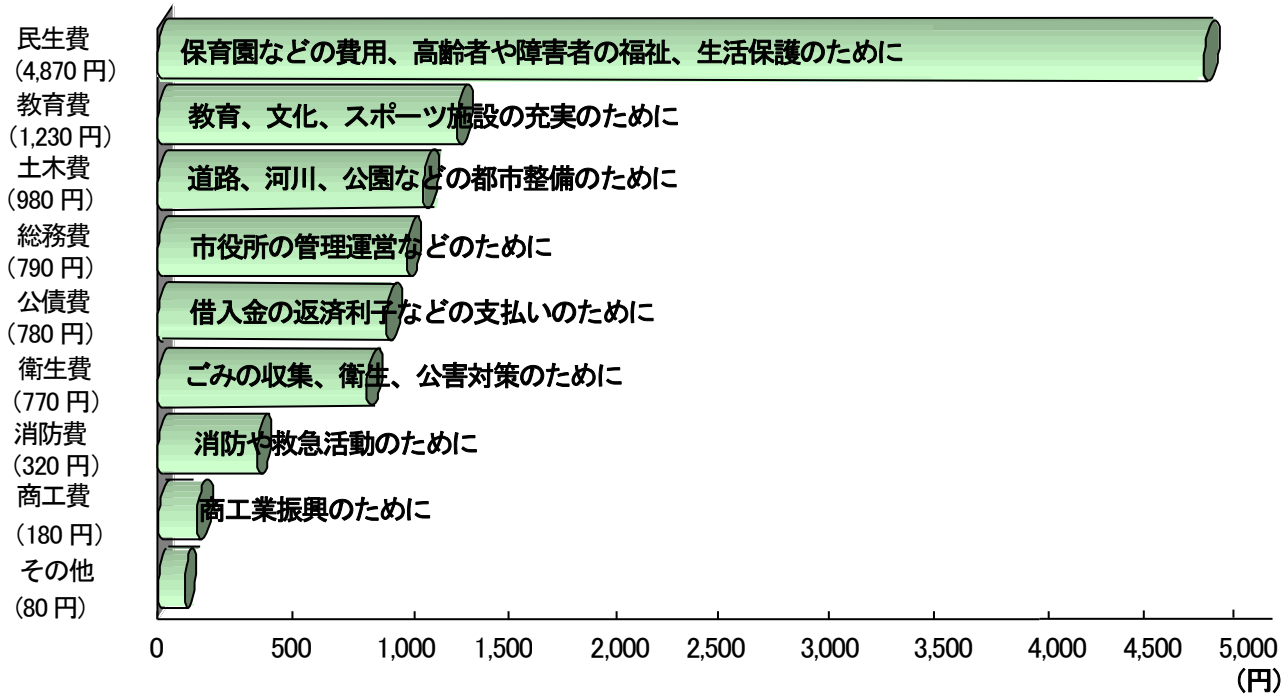

※令和６年度当初予算の割合によって求めました。

市税のあらまし

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>納税義務者</th><th>課税標準</th><th>税　率</th><th colspan="2">期　別</th><th>納期限</th></tr>
<tr><td rowspan="5">個人
市民税・県民税</td><td rowspan="5">普通税</td><td rowspan="5">・1 月 1 日現在において、市内に住所のある個人で、前年中に所得がある人

・市内に住所がない個人で、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人</td><td rowspan="5">前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額など</td><td rowspan="5">（均等割）※1
市民税
3,000 円
県民税
1,000 円
（所得割）
$\frac{10}{100}$
（P8 参照）</td><td rowspan="4">普通徴収</td><td>1 期</td><td>6 月 30 日</td></tr>
<tr><td>2 期</td><td>8 月 31 日</td></tr>
<tr><td>3 期</td><td>10 月 31 日</td></tr>
<tr><td>4 期</td><td>翌年
1 月 31 日</td></tr>
<tr><td>給与所得の特別徴収</td><td>6 月～翌年 5 月（毎月）</td><td>翌月 10 日</td></tr>
<tr><td>法人市民税</td><td>・市内に事務所又は事業所を有する法人

・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しない法人

・市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団・財団</td><td>法人税額</td><td>（均等割）
P27 の資本金等の額などの区分に応じて
5 万円
12 万円
13 万円
15 万円
16 万円
40 万円
41 万円
175 万円
300 万円
（法人税割）
$\frac{8.4}{100}$・$\frac{6.0}{100}$
※資本金等の額によって税率が変わります。</td><td colspan="3">各事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内</td></tr>
</table>

※1 令和 6 年度より新たに森林環境税（税額 1,000 円）が導入され、市民税・県民税と併せて徴収されます。詳しくは P25 をご参照ください。

※2 年金の特別徴収は P17 をご参照ください。

※3 納期限日が土日・祝休日にあたる場合は、翌営業日が納期限日となります。

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>納税義務者</th><th>課税標準</th><th>税　率</th><th colspan="2">期 別</th><th>納期限</th></tr>
<tr><td rowspan="4">固定資産税
（土地・家屋
償却資産）</td><td rowspan="4">普通税</td><td rowspan="4">1月1日現在に市内の固定資産を所有している人
（ただし、市街化調整区域内の土地・家屋には都市計画税は課されません）</td><td rowspan="4">固定資産課税台帳に登録された1月1日現在の価格など</td><td rowspan="4">1.4/100</td><td colspan="2">1期</td><td>4月30日</td></tr>
<tr><td colspan="2">2期</td><td>7月31日</td></tr>
<tr><td colspan="2">3期</td><td>12月25日</td></tr>
<tr><td colspan="2">4期</td><td>翌年
2月28日</td></tr>
<tr><td>都市計画税
（土地・家屋）</td><td>目的税</td><td>0.3/100</td><td colspan="3">同上</td></tr>
<tr><td>軽自動車税
（種別割）</td><td rowspan="3">普通税</td><td>4月1日現在における軽自動車などの所有者</td><td>総排気量及び車種による</td><td>P39参照</td><td colspan="3">5月31日</td></tr>
<tr><td>軽自動車税
（環境性能割）</td><td>三輪以上の軽自動車の取得者</td><td>取得価額</td><td>P40参照</td><td colspan="3">車両番号指定日時</td></tr>
<tr><td>市たばこ税</td><td>製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者</td><td>売渡し製造たばこ本数</td><td>売渡し本数
1,000本につき
6,552円</td><td colspan="2">毎月</td><td>翌月末日</td></tr>
<tr><td>入湯税</td><td rowspan="2">目的税</td><td>鉱泉（温泉）浴場における入湯客</td><td colspan="2">宿泊客
1人1泊150円
日帰り客
1人100円</td><td colspan="3">鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）が、入湯客から料金と一緒に徴収し、1か月分をまとめ、翌月15日までに納付</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業所税</td><td rowspan="2">事業所床面積が1,000㎡を超える、もしくは従業者が100人を超える事業を行う法人又は個人</td><td>（資産割）
事業所床面積</td><td>1㎡につき600円</td><td colspan="3" rowspan="2">法人…各事業年度終了の日から2か月以内
個人…翌年3月15日まで</td></tr>
<tr><td>（従業者割）
従業者給与総額</td><td>0.25/100</td></tr>
</table>

普　通　税　税金の使いみちが限定されておらず、どのような事業の費用にも使うことのできる税をいいます。

※ 特別土地保有税は平成15年4月より課税停止中。

目　的　税　税金の使いみちが限定されている税をいいます。例えば都市計画税として納められた税金は都市計画施設（道路、公園、下水道、河川、学校、病院など）の整備に関する事業などに使われます。